

外国の大学（大学院）において取得した単位の認定について

2021年4月1日

本学大学院学則第34条の3に定める単位の認定の取り扱いについては、この申し合せによるものとする。

1. 留学先大学大学院で修得した単位について

- (1) 「本学学生海外留学規程」に基づく留学により、留学先大学院で取得した単位に関し、本大学院開講科目の単位として認定を申請できる。ただし、留学先における履修科目の内容及び時間数が本大学院開講の対応科目と合致すること。
- (2) 留学が6か月以上、1年以内であること。
- (3) 本大学院開講科目の単位として認定できる単位は、15単位までとする。ただし、2021年度1期以降に入学した者から適用し、2020年度以前に入学した者は10単位までとする。
- (4) 認定を申請する者は、帰国後1か月以内に以下の書類を大学院事務室に提出すること。
 - ①単位認定申請書（所定の様式）
 - ②シラバス等当該授業科目の内容、授業時間数を示す文書
 - ③留学先の成績証明書
- (5) 単位の認定は、該当科目の授業担当教員又はこれに代わる本大学院担当教員が審査のうえ、大学院運営会議及び大学院研究科会議の議を経て認定を行う。

2. 留学先大学の学部等で取得した単位について

- (1) 本大学院開講科目としての単位認定（修了要件としての単位認定）は行わない。
- (2) 教育職員免許状取得のための必要単位として認定する場合に限り、本学部の留学に関する単位認定手続により、学部教務委員会において学部開講科目として単位認定を行う。